

平成17年10月18日

中央教育審議会の不公正運営に対する抗議声明

地方六団体代表委員

岡山県知事 石井 正 弘
高松市長 増田 昌 三
添田町長 山本 文 男

我々地方六団体の代表委員3名は、本年3月16日の第2回中央教育審議会義務教育特別部会に参加して以降、新しい時代にふさわしい義務教育の在り方について、熱心かつ真摯に議論し、特に、費用負担の在り方について、義務教育費国庫負担金等を税源移譲し一般財源化すべきとの意見を強く主張してきた。しかしながら、前回の特別部会で示された答申素案は、義務教育費国庫負担制度の堅持を前提にまとめられ、また、政府・与党が求めていた「費用負担についての地方案を活かす方策」が全く示されていない。そのため、我々3名は、これまで主張してきた意見を踏まえ、答申素案の修正を強く求めたところである。

ところが、本日示された答申（案）には、我々地方六団体代表委員の意見は、主要な点はほとんど採用されず、また、採り上げた場合であっても必ず反論が付されるなど、我々の意見は全く反映されていない。極めて不公正である。

そもそも審議会の運営は、答申に少数意見を明記するなど少数の意見にも十分配慮して行われるべきものである。中央教育審議会においても、審議会本来の運営の在り方として、教育施策という国家意思を自ら決定し執行する立場ではなく、文部科学大臣の諮問に依じて調査審議し意見を提出する役割を持つものであって、審議会として意見を必ずしも一本化しなければならないものではなく、地方六団体の主張してきた意見も答申の中に反映すべきであるのは、審議会の運営として公正な方式である。

中央教育審議会義務教育特別部会の審議において、これまでも地方六団体の意見を排除しようとする不公正な運営が行われてきたにもかかわらず、我々はその審議に真摯に参加し、我々の主張を反映させるべく積極的に努力してきたところである。しかるに、この度、答申（案）に修正意見を盛り込むことをしないばかりか、採決により決定することとし、結果として多数決に名を借りて地方六団体の意見を排除することとしたのは、審議会の公平・公正な運営とは程遠く、断固反対し、強く抗議するものである。

我々は、来る10月26日の総会において審議される最終答申について、政府・与党合意が求めている「費用負担についての地方案を活かす方策」が必ず盛り込まれるべきであることを今一度主張する考えである。